

社会福祉法人神戸老人ホーム 養護老人ホーム住吉苑
(介護保険事業者指定番号 2870101637)

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人神戸老人ホーム
代表者名	理事長 八木 良三
所在地	神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号
電話番号及FAX番号	電話(078)851-2560 FAX(078)851-1449
設立年月日	昭和27年5月27日

2. 事業の目的

この事業所において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、各種サービスを提供することを目的と致します。

3. 施設の概要

(1)施設名称	養護老人ホーム住吉苑
(2)住所	神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号
(3)電話番号及びFAX番号	電話(078)851-2560 FAX(078)851-1449
(4)施設長(管理者)	内海 健一
(5)構造	鉄筋コンクリート地下一階・三階建
(6)延べ面積	4,236.96㎡
(7)併設事業	(併設事業) (指定番号) 介護老人福祉施設 2870100258 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護) 2870100258 通所介護(介護予防通所介護) 2870100375 訪問介護(介護予防訪問介護) 2870100407 居宅介護支援事業 2870100068 介護予防支援事業 2800100063
(8)利用定員	60名(自立者を含む)
(9)施設の周辺環境	JR神戸線住吉駅徒歩10分、阪急神戸線御影駅徒歩10分の閑静な住宅街に位置し、近隣には病院、商店が多数ある。
(6)居室及び設備の概要	
① 居室	個室(28室)、二人部屋(16室)
② 食堂	1 (138.60㎡)
③ 厨房	1 (120.75㎡)
④ 浴室	1 (49.50㎡)
⑤ 医務室	1 (他併設施設との共用)
⑥ 理美容室	1 (他併設施設との共用)

4. 職員の配置体制

職種	員数	備考
管理者	1	(専従1名)
生活相談員	1	(専従1名)
介護員	13	(兼務10名)
看護職員	2	(専従1名)
栄養士	1	(専従1名)
介護支援専門員	1	(専従1名)
事務員	3	(専従2名)
嘱託医師	1	(非常勤嘱託)

5. 職員の勤務態勢

職種	勤務区分及び時間帯	
介護員	日勤(A)	07:45～16:15
	日勤(B)	09:00～17:30
	日勤(C)	10:00～18:30
	日勤(D)	11:00～19:30
	夜勤(A)	17:00～10:00
	夜勤(B)	19:30～08:15
上記以外の職種	日勤	9:00～17:30
嘱託医師	週1回	13:30～15:30

6. 職務の内容

生活相談員	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
介護員	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談を行います。
看護職員	ご契約者の健康管理や療養上の世話をいたします。
管理栄養士	ご契約者の栄養状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
介護支援専門員	ご契約者に係る介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。

7. 提供する介護サービス及び介護予防サービスの内容と利用料金

当事業所では、ご契約者に対して、介護サービス及び介護予防サービスを提供します。また、サービスについては、利用料金が介護保険の給付の対象となる場合と、全額ご負担頂く場合があります。

(1) - i 介護保険の給付の対象となるサービスの概要

ご契約者様の要介護度及び要支援の段階により、下記Ⅰ、Ⅱのいずれかのサービスをサービス計画書に基づき提供いたします。又、訪問介護等につきましては、外部の受託居宅事業所によりサービスの提供を行います。

Ⅰ. 介護サービス	
① 生活相談	日常生活に関する相談全般
② 介護サービス計画	ご契約者に応じた介護サービス計画(ケアプラン)の作成
③ 安否確認	ご契約者の安否確認
④ 外部介護サービスの利用	
(訪問介護サービス)	身体介護(食事介助、排泄介助、入浴介助等)及び生活援助
(訪問看護サービス)	訪問看護、健康相談
(通所介護サービス)	日常生活の世話、機能訓練、栄養改善、口腔衛生等指導
Ⅱ. 介護予防サービス	
① 生活相談	日常生活に関する相談全般
② 介護予防サービス計画	ご契約者に応じた介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成
③ 安否確認	ご契約者の安否確認
④ 外部介護サービスの利用	
(介護予防訪問介護サービス)	身体介護(食事介助、排泄介助、入浴介助等)及び生活援助
(介護予防訪問看護サービス)	訪問看護、健康相談
(介護予防通所介護サービス)	日常生活の世話、運動機能向上、栄養改善、口腔衛生等指導

尚、外部サービスを提供する受託居宅サービス事業所としましては、当事業所が業務委託した下記の事業所とさせていただきます。

提供する外部サービス	事業所名
(訪問介護及び介護予防訪問介護)	住吉訪問介護センター
(訪問看護及び介護予防訪問看護)	東神戸訪問看護ステーションあじさい
(通所介護及び介護予防通所介護)	デイサービス やまびこ

(1) - ii 介護保険の給付の対象となるサービスの利用料金
 ご契約者様の要介護度及び要支援の段階により、下記Ⅰ、Ⅱのいずれかのサービス利用料金となります。

Ⅰ. 介護サービス
 (基本となる介護サービス)

	介護度1～介護度5
① 生活相談 ② 介護サービス計画 ③ 安否確認	左記の①～③を基本となるサービスとし、1人1日当たり、94円を頂戴致します。

(選択による介護サービス)

	介護度1～介護度5													
① 訪問介護(身体介護)	1回15分につき、105円を頂戴いたします。以下参照													
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護15分未満、1人1回当たり105円を頂戴いたします。 ・身体介護30分未満、1人1回当たり211円を頂戴いたします。 ・身体介護30分以上、1人1回当たり286円を頂戴いたします。 30分以降のサービスにつきましては、15分増すごとに95円を加算いたします。 90分以降のサービスにつきましては15分増すごとに53円を加算いたします。													
	介護度1～介護度5													
② 訪問介護(生活援助)	1回15分につき、53円を頂戴いたします。以下参照													
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援助15分未満、1人1回当たり 53円を頂戴いたします。 ・生活援助15分以上1時間未満の場合、1人1回当たり105円を頂戴いたします。 ・生活援助60分以上75分未満の場合、1人1回当たり239円を頂戴いたします。 ・生活援助75分以上、1人1回当たり286円を頂戴いたします。 													
	介護度1～介護度5													
③ 訪問看護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護20分未満、1人1回当たり296円 ・訪問看護30分未満、1人1回当たり445円 ・訪問看護60分未満、1人1回当たり777円 ・訪問看護90分未満、1人1回当たり1064円 を頂戴いたします。													
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">介護度1</td> <td style="width: 20%;">介護度2</td> <td style="width: 20%;">介護度3</td> <td style="width: 20%;">介護度4</td> <td style="width: 20%;">介護度5</td> </tr> <tr> <td>595 円</td> <td>701 円</td> <td>812 円</td> <td>924 円</td> <td>1035 円</td> </tr> </table>					介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5	595 円	701 円	812 円	924 円
介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5										
595 円	701 円	812 円	924 円	1035 円										
④ 通所介護サービス														
	※通所介護のご利用料金は1日あたりの料金となっております。													

基本となる介護サービス、および 選択による介護サービス①②④につきましては、ご利用になられたサービス単位に「介護職員処遇改善加算」として8.2%の上乗せが加算されます。「介護職員等特定処遇改善加算」として1.8%の上乗せが加算されます。「介護職員等ベースアップ等支援加算」として1.5%の上乗せが加算されます。サービス提供体制加算として一日につき201円が加算されます。

Ⅱ. 介護予防サービス
 (基本となる介護予防サービス)

	要支援1～要支援2
① 生活相談 ② 介護予防サービス計画 ③ 安否確認	左記の①～③を基本となるサービスとし、1人1日あたり、59円を頂戴致します。

(選択による介護サービス)

	要支援1～要支援2	
① 介護予防訪問介護	1ヶ月あたりの料金	
	<ul style="list-style-type: none"> ・週一回程度の利用が必要な場合は1人1ヶ月当り1114円 ・週二回程度の利用が必要な場合は1人1ヶ月当り2229円 ・週三回以上の利用が必要な場合は1人1ヶ月当り3536円 を頂戴いたします。 但し、この場合においては、要支援2のご契約者のみとなります。	

② 介護予防訪問看護	要支援1～要支援2			
	・訪問看護20分未満、1人1回当たり294円 ・訪問看護30分未満、1人1回当たり439円 ・訪問看護60分未満、1人1回当たり772円 ・訪問看護90分未満、1人1回当たり1060円			
③ 介護予防通所介護サービス	要支援1	要支援2		
	1562 円	3204 円		
	上記に加え、必要に応じ、下記加算額を頂戴いたします。 ・運動機能向上加算 214 円 ・栄養改善加算 142 円 ・口腔機能改善加算 142 円 ※上記介護予防通所介護の利用料金は1ヶ月あたりとなっています。			

(2) - i 介護保険の給付の対象とならないサービスの概要及び利用料金

I. 前項(1)のサービスを除く居住費及び食費等の日常生活費
老人福祉法に基づく個別の費用徴収金によりご負担頂きます。

II. その他の日常生活費

- ① 複写物の交付
ご契約者は、サービスの記録その他複写物を必要とする場合には、実費分を頂戴いたします。(1枚10円)
- ② 日常生活上、必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常に関する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を頂戴いたします。
- ③ 理髪・美容
理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪等)をご契約者負担にてご利用いただけます。
・利用代金は500円～3500円

※経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明致します。

(3) 利用料金のお支払い方法

上記(1) - ii の料金につきましては、1ヶ月ごとに計算し、サービス利用翌月中旬にご請求しますので、以下の方法によりお支払い下さい。又、その他の日常生活費につきましては、その都度ご精算願います。

- ① 現金支払い
- ② 銀行自動引き落とし

8. ご利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を補償するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	健康共和会 東神戸病院
所在地	神戸市東灘区住吉本町1丁目24-13
診察科	内科 外科 小児科 理学療法科 皮膚科等

医療機関の名称	公益財団法人甲南会 甲南医療センター
所在地	神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5-16
診察科	内科 外科 小児科 精神科 皮膚科等

医療機関の名称	公益財団法人甲南会 六甲アイランド病院
所在地	神戸市東灘区向洋町中2-11
診察科	内科 外科 小児科 リハビリテーション科 皮膚科等

協力歯科医療機関

医療機関の名称	遠藤歯科クリニック
所在地	神戸市東灘区甲南町3丁目8-23
診察科	歯科

9. 契約の終了について

(1) 契約の終了

事業者との契約では、契約が終了する期日は特に定めておりません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事由に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了いたします。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護及び要支援認定により、契約者の心身の状態が自立と判定された場合
- ③ 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ④ 特定施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤ 特定施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ ご契約者によるサービス終了の申し出を受けた場合。(以下参照)
- ⑦ 特定施設からサービス終了を申し出た場合。(以下参照)

(ご契約者によるサービス終了の申し出)

契約の有効期間内であっても、ご契約者から特定施設のサービスの終了を申し出る事が出来ます。その場合、契約の終了を希望する日の2ヶ月前までに施設に通知するとことします。但し、以下の場合には、即時に契約の解除を行う事が出来ます。

- ① 介護保険給付対象外のサービス利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 特定施設の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ ご契約者が入院した場合。
- ④ 事業者が正当な理由無く本契約に定める介護サービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(事業者からのサービス終了の申し出)

以下の事項に該当する場合には、事業者から契約の終了を行うことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結に際して、その心身状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ④ 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。

(2) 円滑な退所のための援助

ご契約者が特定施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- ① 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合には、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などをおこなったり、居室内私物の整理引き取り、さらには事業者と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。貴重品として、施設が預かっているもの、並びに、金銭や預金通帳及び有価証券等の高価品などは残置品には含まれず、相続手続きにしたがって、その処理を行うことになります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取って頂く場合があります。これらの引き取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担頂くことになります。

- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告を受けた場合には、事業者はあらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人が希望された場合には、利用料金の変更、介護サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

11. 苦情の受付について

(1) 等施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者

氏名：米谷 洋一

職名：養護老人ホーム 住吉苑 生活相談員

受付時間：毎日 09:00～17:30

○第三者委員

氏名：能勢 敏文

職名：弁護士

電話番号：078-6361-7720

氏名：鳥井 隆史

職名：公認会計士

電話番号：078-411-6201

○苦情解決責任者

氏名：内海 健一

職名：養護老人ホーム住吉苑 施設長

尚、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。又、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに、第三者委員は、苦情解決を円満に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

国民健康保険団体連合会	神戸市中央区三宮町1丁目9番 1-1801号 電話番号：078-332-5617 FAX番号：078-332-5650 受付時間：平日8:45～17:15
神戸市保健福祉局 監査指導部 (法人・施設指導担当)	神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館20階 電話番号：078-322-6242 FAX番号：078-322-5771 受付時間：平日8:45～12:00 13:00～17:30
養介護施設従事者による 高齢者虐待通報専用電話 (監査指導部内)	電話番号：078-322-6774 受付時間 平日：8:45～12:00 及び 13:00～17:30
(介護保険サービスの質や契約上の トラブルについて) 神戸市消費生活センター	電話番号：078-371-1221 受付時間：平日09:00～17:00

12. サービス提供における事業者の義務

事業者は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者が受けている要介護及び要支援認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ 事業者は、契約者に対する特定施設入所者生活介護サービスの提供についての記録を作成し、これを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に基づき当法人の規則によってその請求に応じます。その場合、個人情報の開示に関する規則に基づき費用の請求を行います。
- ⑥ ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者または他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。但し、ご契約者に医療上や処遇上の必要がある場合には、医療機関等関係機関にご契約者の心身等の必要な情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得て行います。

13. 施設利用の留意事項

特定施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 持ち込みの制限
ご持参していただくものに特に制限はありませんが、他の利用者のご迷惑になるものや介護上に支障がでるようなもの場合は、ご遠慮いただくことがあります。
- (2) 面会
面会時間は9:00～17:00までです。但し、緊急やむを得ない事情がある場合その限りではありません。
尚、来苑される場合、ペット類の持ち込みはご遠慮願います。
- (3) 外出・外泊
外出・外泊をされる場合は、2日前にお申し出下さい。葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。
- (4) 施設・設備の使用上の注意
 - 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
 - 故意に、またはわずかな注意をはらえば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
 - 特定設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- (5) 喫煙
特定施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

14. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し、速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなどの必要な措置を講じます。

15. 損害賠償について

- (1) 特定施設において、事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。
 - ① 契約者(その家族、身元引受人を含む)が契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ② 契約者(その家族、身元引受人を含む)がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 契約者が、事業者もしくは居宅受託サービス事業者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

令和 年 月 日

指定特定施設入居者生活介護事業所での介護サービスの提供に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

事業者名： 社会福祉法人 神戸老人ホーム
理事長 八木 良三
事業所名： 指定特定施設入居者生活介護事業所
養護老人ホーム住吉苑
施設長 内海 健一 印

説明者

氏名：

職名：

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定施設入居者生活介護サービスの内容と提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住所：

氏名： 印

身元引受人(原則として家族の方)

住所：

氏名： 印

(契約者との続き柄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定特定施設入居者生活介護サービスの内容と提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

立会人(身元引受人が家族でない場合、この立会人はご家族の方をお願いします。)

住所：

氏名： 印

(契約者との続き柄)